

# にいやま荘居宅介護支援事業所重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

## 1、にいやま荘居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	にいやま荘居宅介護支援事業所
所在地	岩手県紫波郡紫波町桜町字三本木46番地1
介護保険指定番号	居宅介護支援事業者（岩手県 0372200030）
サービス提供地域	紫波町内（サービス提供地域以外の方でも、利用希望の方はご相談下さい。）

### (2) 事業所の職員体制

\* 備考欄（ ）内は兼務職員の再掲

	資格	常勤	業務内容	計	備考
管理者	主任介護支援専門員	1名	指導管理業務	1名	(1)
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	3名(1名)	計画作成業務等	1名	(1)
介護支援専門員	介護支援専門員	4名以上	計画作成業務等	4名以上	
事務職員	事務職員	4名以上	経理業務等	4名以上	(4名以上)

### (3) 営業時間

平日	午前8時30分から午後5時30分
土・日・祝日	休業
*上記のほか、年末年始（12月29日～1月3日）も休業となります。	

【連絡先】 ①にいやま荘居宅介護支援事業所（24時間連絡可能）

電話 019-671-1232 FAX 019-676-5778

②特別養護老人ホームにいやま荘（平日、日中のみ）

電話 019-676-5777

【担当介護支援専門員】

## 2、指定居宅介護支援の申込からサービス提供までの手続と主な内容

<p>① 居宅介護支援事業所の説明及び利用の同意 事業所の概要説明と利用希望者との契約締結</p> <p>② 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の作成提出 保険者（市町村）の担当窓口へ提出</p> <p>③ 指定居宅サービス事業者に関する情報提供 利用者及びその家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等の名簿サービス内容、利用料などの情報を提供し自らサービスの選択が可能となるよう支援。</p> <p>④ 利用者に関する調査・面談 居宅サービス計画の原案作成のため、利用者の身体状況等について調査するとともに、本人及びその家族から介護保険サービスの利用意向を確認。</p>
--

⑤ サービス担当者会議の開催

指定居宅サービスの提供にかかる担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について各分野の担当者に、専門的な見地から意見を求め計画原案の見直しに反映。

⑥ 居宅サービス計画原案に関する調整・同意

利用者に居宅サービス計画原案を提示、利用者及びその家族の意見を聞き、当該計画に対する利用者同意を得るまで見直しを実施。

⑦ 指定居宅サービスの提供開始

利用者から同意を得た居宅サービス計画の控え等を送付するとともに、利用料（自己負担額）について資料配布のうえ居宅サービスの提供を開始。

### 3、当事業所が提供する居宅介護支援の方針・特徴

#### (1) 事業運営方針

- ①利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、最大限の努力を払います。
- ②当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたって利用者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮して、利用者及びその家族のサービス選択を第一主義として、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- ③当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたって利用者の意志及び人権を尊重し、利用者の立場に立って計画作成に臨むとともに、その後の経過観察等においても利用者の身体機能の改善に留意し適切な指導援助に努めます。
- ④当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜提供を行い、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合にあたっては、施設への紹介その他の便宜提供を行うことに努めます。また、利用者やその家族に対し、サービス計画に位置づけるサービス事業者について、複数事業者の紹介を行い公正中立なケアマネジメントが提供されるようにします。
- ⑤事業の実施にあたって、関係市町村・地域の保健・医療・福祉関係者と緊密な連携を図り、サービス担当者会議の開催も含め総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催します。
- ⑦当事業所では、介護支援専門員の資質の向上を図るため、採用時3ヶ月以内、及び計画的に研修計画を作成し、研修の機会を設けることとします。
- ⑧主任介護支援専門員を配置し、介護支援専門員実務研修の実習受入を行なうとともに、関係機関への協力又は協力体制の確保に努めます。
- ⑨前6ヶ月に当事業所のケアプラン作成における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護において位置づけられた居宅サービス計画が占める割合、及び訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの同一の指定サービス事業者または地域密着型通所介護事業者が提供されたものが占める割合について、別紙により説明を行い、理解を得るよう努めます。

#### (2) 居宅介護支援の実施経過

- ①利用者が有している能力、現在提供を受けているサービス等の環境評価を通じて利用者が抱えて

いる問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、解決すべき課題の把握（居宅サービス計画ガイドライン方式）に努めます。

- ②当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、当該居宅サービス計画の実効性の検証による計画変更、居宅サービス事業者等の指導・調整、その他必要な便宜の提供に努めます。

### （３）虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

### （４）身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。研修を定期的実施し、身体拘束廃止に向けた取り組みを積極的に行います。

① 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
②非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
③一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### （５）秘密の保持と個人情報の保護について

#### ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について適切な取扱いに努めるものとし、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

#### ② 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。

### （６）事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 4、居宅介護支援サービスにかかる利用料金

##### (1) 居宅介護支援費

要介護度	月額	備考
要介護 1・2	10,860円	居宅サービス計画の作成にかかる費用は介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。
要介護 3・4・5	14,110円	

##### (2) 加算

加算名	加算額	要件
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成した場合、または2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合に加算。
入院時情報連携加算 (I)	2,500円	介護支援専門員が入院当日に医療機関に対して情報提供を行なった場合に加算。(II)との同時算定不可。
入院時情報連携加算 (II)	2,000円	介護支援専門員が入院後3日以内に医療機関に対して情報提供を行なった場合に加算。(I)との同時算定不可。
退院・退所加算 (I) イ	4,500円	医療機関等から利用者に関する情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合に加算。
退院・退所加算 (I) ロ	6,000円	医療機関等から利用者に関する情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合に加算。
退院・退所加算 (II) イ	6,000円	医療機関等から利用者に関する情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた場合に加算。
退院・退所加算 (II) ロ	7,500円	医療機関等から利用者に関する情報の提供を2回受けた場合で、うち1回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算 (III)	9,000円	医療機関等から利用者に関する情報の提供を3回以上受けた場合で、うち1回以上はカンファレンスによること。
通院時情報連携加算	500円	医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に情報提供を行い、医師等から利用者に関する情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合に加算。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	医療機関の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であって、在宅で死亡した利用者に死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、その情報を居宅サービス事業者へ提供した場合に加算。
特定事業所加算 (II)	4,210円	支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加することで専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所について加算。

\*保険料の滞納等により、介護保険の給付制限を受けている場合は、一ヶ月あたり上記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、紫波町の介護保険担当窓口（長寿介護課）に提出して、全額払戻しを受ける（保険料納付が前提となります。）ことができます。

\*上記金額は、介護報酬単価が改定になった場合はそれによるものとします。

### （３）交通費

サービス提供地域である紫波町内に居住されている方は無料となります。紫波町以外に居住されている方については、訪問先までの往復距離に応じて旅費をいただきます。

### （４）解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、解約料もかかりません。ただし、介護報酬の請求事務（岩手県国民健康保険団体連合会に対し請求）に混乱を生ずる恐れがありますので、月末の解約はできる限りご遠慮下さい。

### （５）その他の料金

利用者は、当事業所が当該利用者に提供したサービスにかかる実施記録等、必要とする資料を請求することができます。ただし、資料の複写にかかる料金及び郵送を希望される場合の郵券代は別途頂戴致します。 複写料金 10円/A4版・枚

## 5、サービス内容に関する苦情処理等

### （１）相談または苦情等に対応する常設窓口の設置及び担当者の配置

#### ① 利用者相談窓口

にいやま荘居宅介護支援事業所 電話 019-671-1232

特別養護老人ホームにいやま荘 電話 019-676-5777

責 任 者：藤 尾 天 右

相談受付担当者：介護支援専門員（7名）

#### ②その他

当施設以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

	紫波町役場 長寿介護課	019-672-5257（直通）
	矢巾町役場 健康長寿課長寿支援係（さわやかハウス内）	019-611-2833
	盛岡市役所 保健福祉部介護保険課	019-626-7581
	花巻市役所 長寿福祉課高齢福祉係・包括支援係	0198-41-3576
	盛岡北部行政事務組合	0195-74-2716
	宮古市役所 保健福祉部介護保険課	0193-62-2111
	岩手県国民健康保険団体連合会	019-604-6700
	岩手県福祉サービス運営適正化委員会	019-637-8871

6、法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 紫波会  
 代表者役職・氏名 理事長 高橋 國 男  
 本部所在地・電話番号 岩手県紫波郡紫波町桜町字三本木46番地1  
 019-676-5777

定款の目的に定めた事業	施設・拠点等
1. 特別養護老人ホームの経営 2. 老人デイサービスセンターの経営 3. 老人介護支援センターの経営 4. 老人短期入所事業の経営 5. 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 6. 障害福祉サービス事業の経営 7. あづまね温泉保養施設ききょう荘の受託運営 8. 紫波町高齢者生活福祉センターの受託経営 9. 紫波町介護予防・日常生活支援総合事業の受託運営	1. 特別養護老人ホームにいやま荘 2. 特別養護老人ホームにいやま荘 桜町ユニット 3. にいやま荘デイサービスセンター 4. あづまね温泉デイサービスセンター 5. にいやま荘居宅介護支援事業所 6. 地域密着認知症対応型共同生活介護 グループホームやすらぎ 7. あづまね温泉保養施設ききょう荘 8. 紫波町高齢者生活福祉センター こもれび 9. ふれあいプラザ赤石 10. シニアプラザ佐比内

居宅介護支援事業のご利用にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 岩手県紫波郡紫波町桜町字三本木46番地1

名称 社会福祉法人紫波会

理事長 高橋 國男

説明者 所属 にいやま荘居宅介護支援事業所

氏名 .....

私は本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 .....

氏名 .....

代理人 住所 .....

氏名 .....